



うるま市景観地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

うるま市長 *島袋俊夫*

うるま市条例第23号

### うるま市景観地区条例の一部を改正する条例

うるま市景観地区条例（平成27年うるま市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

地区	対象		形態意匠等の制限
勝連南風原景観地区（勝連城跡環境保全ゾーン）	配置等		<p>(1) 勝連城跡の歴史・文化的な雰囲気や眺望を阻害しないよう、高さ、配置、形態意匠及び色彩に配慮すること。</p> <p>(2) 道路や公園等の公共空間に圧迫感を与えないよう、公共空間側の敷地境界線から位置を後退させる、敷地内緑化、壁面緑化等により配慮すること。</p>
	外壁等	色彩	<p>壁面の色彩（基調色）は、落ち着いた白又は淡い色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること（マンセルカラーシステム値：明度8以上、彩度2以下。ただし、木材、石材、素焼き（顔料を使用しないものに限る。）、コンクリート、金属、ガラス等の素材色は除く。）。</p>
	その他の要素	煙突、鉄塔等	<p>(1) 色彩は、周辺景観との調和に配慮すること（例えば、背景が空の場合、マンセルカラーシステム値は明度8以上、彩度2以下。背景が樹林地の場合、茶系（YR）で低明度、低彩度とする。）。</p> <p>(2) 背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。</p>
			赤瓦、琉球石灰岩等の本市又は本県の景観特性を特徴づける地場産材、木材、石材等の自然素材の活用に努めること。
	附属設備等		<p>(1) 屋上又は屋外に設置する附属設備等は、勝連城跡、道路、公園等の公共の場所から容易に見通せない場所に配置したり、遮蔽する等目立たないように工夫すること。</p> <p>(2) 駐車場・ガレージを設置する場合は、設置場所に配慮するとともに、周囲と調和した塀等を設けることによりまち並みの連續性が損なわれないように配慮すること。</p>

	垣・柵・塀等	(1) 垣・柵・塀等を設ける場合は、石積、石張り、生垣のいずれかにすること。ただし、それ以外のものであっても、良好な景観形成に寄与すると認められるものは、この限りではない。 (2) 垣・柵・塀等を用いる場合は、高さを抑えたり透過性を確保するなど圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。 (3) 擁壁の上部に垣・柵・塀等を設置する場合は、擁壁と垣・柵・塀等を一体と捉えて、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。 (4) 生垣を設ける場合は、地域の植生と調和するハイビスカス等の植栽を使用すること。 (5) 村獅子、石垣、カー（湧水・井戸）、あしひなー（遊び庭）、古木、屋敷林等の景観形成上重要な要素が敷地内にある場合は、それを保全するとともに、景観形成に活用すること。		
	高さ	煙突、鉄塔等	9m以下とする。	
		その他	制限なし	
勝連浜比嘉景観地区	配置等		(1) 集落の歴史・文化的な雰囲気や眺望を阻害しないよう、高さ、配置、形態意匠及び色彩に配慮すること。 (2) 道路や公園等の公共空間に圧迫感を与えないよう、公共空間側の敷地境界線から位置を後退させる、敷地内緑化、壁面緑化等により配慮すること。	
	外壁等	色彩	煙突、鉄塔等	壁面の色彩（基調色）は、落ち着いた白又は淡い色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること（マンセルカラーシステム値：明度8以上、彩度2以下。ただし、木材、石材、素焼き（顔料を使用しないものに限る。）、コンクリート、金属、ガラス等の素材色は除く。）。
			その他	(1) 色彩は、周辺景観との調和に配慮すること（例えば、背景が空の場合、マンセルカラーシステム値は明度8以上、彩度2以下。背景が樹林地の場合、茶系（YR）で低明度、低彩度とする。）。 (2) 背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。
		素材		赤瓦、琉球石灰岩等の本市又は本県の景観特性を特徴づける地場産材、木材、石材等の自然素材の活用に努めること。
	附属設備等			(1) 屋上又は屋外に設置する附属設備等は、道路、公園等の公共の場所から容易に見通せない場所に配置したり、遮蔽する等目立たないように工夫すること。 (2) 駐車場・ガレージを設置する場合は、設置場所に配慮するとともに、周囲と調和した塀等を設けることによりまち並みの連續性が損なわれないように配慮すること。

垣 ・ 柵 ・ 塀 等	(1) 垣・柵・塀等を設ける場合は、石積、石張り、生垣及びその他の自然素材の活用に努めること。 (2) 石積、石張り等の高さは、集落に見られる本来の高さの範囲内とし、周辺景観との調和に配慮すること。 (3) 石垣、カー(湧水・井戸)、あしひなー(遊び庭)、古木、屋敷林等の景観形成上重要な要素が敷地内にある場合は、それを保全するとともに、景観形成に活用すること。	
高 さ	煙 突 、 鉄 塔 等	9m以下とする。
	そ の 他	制限なし

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のうるま市景観地区条例の規定は、施行の日以後に工事の着手があったものから適用し、施行の日前に工事の着手があったものには適用しない。